

高知県配偶者暴力被害者等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県配偶者暴力被害者等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、配偶者からのDV（ドメスティック・バイオレンス）被害者等（DV被害者等が同伴する者を含む。以下「DV被害者等」という。）への官民が連携した支援の充実を図るため、DV被害者等を支援する民間団体の先進的な取組を促進する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項の全てに該当する民間団体とする。

(1) 法人格を有する団体であること。ただし、法人格を有しない団体であっても、次に掲げる事項を全て満たしている場合は、対象団体として認めるものとする。

ア 令和7年4月1日時点で3年以上運営されている団体であること。

イ 団体責任者、自立支援等のプログラム責任者、会計責任者等の執行部及び責任者の体制が明確であり、会計帳簿が適切に作成されていること。

ウ 事務所所在地及びシェルター施設の存在を、県が確認済みであること。

エ 政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。

オ 過去3年間に国、地方公共団体、独立行政法人から自立支援等のプログラムや保護の委託等を受けて適切に完遂した実績があること。

(2) 県内において、現にDV被害者等の保護及び支援活動を行っている団体であること。

(3) 継続的な活動が期待できる団体であること。

(4) 特定の政党及びこれに類する政治団体に対する支援活動又は宗教活動をしていない団体であること。

(5) 営利を目的としていない団体であること。

(6) 県税の滞納がない団体であること。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 第2条に規定する補助事業の補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

2 別表第1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について必要があると認めて知事が指示した事項

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、第5条の規定による申請が適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、当該交付の決定の内容に条件を付した場合は、当該条件を当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、前項の補助金の交付の決定をすることができる。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第2号様式に

よる変更承認申請書又は別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助事業の総事業費の20%を超える減額

（2） 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるときを除く。

（3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（状況報告及び調査）

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（概算払）

第10条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第11条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第8号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第8号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、第1項の規定により実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

（1） 補助事業の目的を達成し得なかったとき又は補助事業の実施が不適切であると認められるとき。

（2） 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるもののいずれかに該当すると認めたとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

（情報の公開）

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(帳簿書類の備付け)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後 5 年間保管しなければならない。

(グリーン購入)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 6 条第 3 号から第 5 号まで、第 11 条第 3 項及び第 12 条から第 14 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条関係）

1 補助対象事業	2 事業内容	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(1) 受入体制整備事業 (2) 専門的・個別的支援事業 (3) 切れ目のない総合的支援事業 (4) 加害者プログラム事業	(1) 受入体制整備事業 被害者等を幅広く把握し、支援するために必要な相談窓口の拡充、利便性や安全性に配慮した受け入れ施設の改善や居住場所の確保等の環境整備を行う事業 (2) 専門的・個別的支援事業 被害者等に対する専門的・個別的支援を実施するため、専門職の雇用または派遣、及び支援員への研修等の実施により対応力の強化を行う事業 (3) 切れ目のない総合的支援事業 施設退所後においても、支援の切れ目が生じないように、自立に向けたプログラムの実施、同行や家事育児に係る支援など総合的かつ中長期的な支援を行う事業 (4) 加害者プログラム事業 「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」（令和 5 年 5 月・内閣府男女共同参画局）を活用した加害者プログラムの実施、ファシリテーター等の養成等を行う事業 なお、いずれも効果的かつ継続的な事業の実施のための支援員の処遇改善に係る経費も対象とする。	民間シェルター等 1 か所当たり、年額 1,000 万円を上限とする。 ※1 上記金額には、事業管理経費として、(1) から (4) までは係る事業費の 10 パーセント以内の金額を含むことができる。 ※2 年額 20 万円（事業管理経費を含む。）を下限とする。	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、謝金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費、設備整備費 等	10 分の 10

別表第2（第6条、第7条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

高知県知事

様

申請者

所在地

団体名

代表者職氏名

生年月日

高知県配偶者暴力被害者等支援補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県暴力被害者等支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業実施計画書（別紙1－1、1－2）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 当該シェルターの事業経費の内容が分かる書類
- (4) 団体の活動を把握することができる規約、定款等
- (5) 納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する納税証明書）
- (6) (1) から (5) までに掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

団体名: _____

※水色着色部分を記載

1. 実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日									
2. 地域の実情と課題	(※地域の社会資源、配偶者暴力の被害者等の状況を踏まえた現状把握、分析による、現在の実情と認識している課題について記載してください。これに対し、これまで取り組んできた内容についても記載してください。)									
3. 既存の取組	(※現在、取り組んでいる事業(本交付金の対象でないもの)について記載してください。)									
(※複数ある場合は、行を増やして記載ください。)	事業名	事業概要						他の国庫補助等 (※他の国庫補助等を受けている場合に記載(特別交付税措置含む))		
	既存事業①									
	既存事業②									
4. 対象事業	(※「地域の実情と課題」及び「既存の取組」を踏まえ、地方公共団体においてどのような事業を実施しようとしているのか分かるように記載してください。)									
(※複数ある場合は、行を増やして記載ください。)	新規・継続 (プルダウンで選択)	事業名	事業種別 (※別表第1の第1欄に掲げる(1)～(4)で該当するものに「○」)				事業概要	新規性・事業効果 (※「3」で挙げた既存事業との比較による新規性及びこれにより見込まれる効果について、公募要領第10の3の項目(①効果の発現性、②先進性・新規性、③環境整備、④波及性)を踏まえ記載)	所要額合計 (円) (※以下は数字のみ記載)	連携先
			(1)	(2)	(3)	(4)				
	実施事業①									
実施事業②										
5. 所要額・実施工程	別紙1ー2に記載									
6. 担当者名、連絡先	電話: _____ e-mail: _____									

事業所要額・実施工程

※水色着色部分を記載																		団体名										(単位:円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
事業 番号	新規・継 続 (プルダウ ンで選 択)	事業名	連携先 (※民間シェ ルターの団体名を 記載)	取組内容 (※団体における取組内容につい て、新規性や見込まれる効果を含 め記載)	取組期間 (※「R7.●● ～R8.●●●」 のように記載)	所要額合計 (※事業管理経費 10%分含む)	(団体ごと)	経費内訳 (※事業管理経費10%分含む。事業管理経費が不要な場合は行を削除してください。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
								賃借料	15,000	円	×	12	か月	×	1	×	1	×	1	×	=	180,000	交通費	1,500	円	×	12	か月	×	2	人	×	1	×	1	×	=	36,000	事業管理経費	216,000	円	×	10	%								=	21,600	講師謝金	10,000	円	×	2	時間	×	5	日	×	2	人	×	1	×	=	200,000	交通費	1,000	円	×	12	か月	×	1	人	×	1	×	1	×	=	12,000	事業管理経費	212,000	円	×	10	%								=	21,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
例	新規	〇〇事業	△△	～のため、・・・を実施する。	R7.4.1～ R8.3.31	470,800	237,600	賃借料	15,000	円	×	12	か月	×	1	×	1	×	1	×	=	180,000	交通費	1,500	円	×	12	か月	×	2	人	×	1	×	1	×	=	36,000	事業管理経費	216,000	円	×	10	%								=	21,600	講師謝金	10,000	円	×	2	時間	×	5	日	×	2	人	×	1	×	=	200,000	交通費	1,000	円	×	12	か月	×	1	人	×	1	×	1	×	=	12,000	事業管理経費	212,000	円	×	10	%								=	21,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
								▲▲	～のため、・・・を実施する。	R7.4.1～ R8.3.31	233,200	講師謝金	10,000	円	×	2	時間	×	5	日	×	2	人	×	1	×	=	200,000	交通費	1,000	円	×	12	か月	×	1	人	×	1	×	1	×	=	12,000	事業管理経費	212,000	円	×	10	%								=	21,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

注) 1 「事業番号」、「事業名」、「連携先」、「所要額」は、別紙1ー1の「4. 対象事業」と対応させてください。
2 行が足りない場合は、適宜、行を追加してください。

別紙 2

収支予算書

(1) 収入

(単位：円)

収 入		
項 目	予 算 額	備 考
県補助金		高知県配偶者暴力被害者等支援補助金
会費・寄附金		
その他		
計		

(注) 項目の「その他」の「備考」欄は、収入の内容を記入してください。

(2) 支出

(単位：円)

支 出			
項 目	予 算 額	積 算 根 拠	備 考
計			

第2号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

高知県知事

様

申請者

所在地

団体名

代表者職氏名

高知県配偶者暴力被害者等支援補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定がありました事業について、下記のとおり変更したいので、高知県配偶者暴力被害者等支援補助金交付要綱第8条第1号又は第2号の規定により申請します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 変更交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引増減額 | 金 | 円 |
| 4 | 変更事項及び事由 | | |

- 5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

- 6 添付書類

（1）実施計画書（別紙1－1、1－2）

（2）収支予算書（別紙2）

（3）変更する当該シェルターの事業経費の内容が分かる書類

第3号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

高知県知事

様

申請者

所在地

団体名

代表者職氏名

高知県配偶者暴力被害者等支援補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定がありました事業について中止（廃止）したいので、高知県配偶者暴力被害者等支援補助金交付要綱第8条第3号の規定により下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

第4号様式（第10条関係）

概 算 払 請 求 書

金 円

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定がありました高知県配偶者暴力被害者等支援補助金を概算交付されるよう、高知県配偶者暴力被害者等支援補助金交付要綱第10条の規定により、上記のとおり請求します。

記

1	補助金交付決定額	金	円
2	既交付額	金	円
3	今回請求額	金	円

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者

所在地

団体名

代表者名

印

※ 銀行振込先（郵便局を除く金融機関）

銀行名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義

（注）口座名義は、申請者（団体名又は代表者名）に限ります。

令和 年 月 日

高知県知事

様

申請者

所在地

団体名

代表者職氏名

高知県配偶者暴力被害者等支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定がありました事業を実施しましたので、高知県配偶者暴力被害者等支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により、実績を報告します。

記

1 事業成果

2 添付書類

- （1）事業実績報告書（別紙3－1、3－2）
- （2）収支決算（見込み）書（別紙4）
- （3）シェルター入居状況等実績

※水色着色部分を記載

団体名：_____

1. 実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日										
2. 地域の実情と課題 (※事業実施前)	(※「実施計画書」において記載した内容を記載してください。)										
3. 対象事業											
	(※複数ある場合は、行を増やして記載ください。)	新規・継続 (プルダウンで選択)	事業名	事業種別 (※別表第1の第1欄に掲げる(1)～(4)で該当するものに「○」)				事業概要	事業効果 (※事業実施により現れた効果について具体的に記載)	所要額合計 (円) (※数字のみ記載)	連携先
				(1)	(2)	(3)	(4)				
	実施事業①										
実施事業②											
4. 所要額・実施工程	別紙3－2に記載										
5. 地域全体の効果・影響	(※上記の事業の実施により、事業実施前の状況(「2. 地域の実情と課題」が、どのように改善されたのか等、地域全体における効果・影響について記載してください。)										
6. 今後の課題	(※地域の社会資源、配偶者暴力の被害者等の状況を踏まえた現状把握、分析による、事業実施を踏まえた課題について記載してください。)										
7. 担当者名、連絡先	電話： _____ e-mail： _____										

※水色着色部分を記載

																		団体名		(単位:円)				
事業 番号	新規・継 続 (プルダウ ンで選 択)	事業名	連携先 (※民間シェ ルターの団体名を 記載)	取組内容 (※団体における取組内容を記載)	取組期間 (※「R7.●.● ～R8.●.●」 のように記載)	所要額合計 (※事業管理経費 10%分含む)	(団体ごと)	経費内訳 (※事業管理経費10%分含む。事業管理経費は、交付決定時の金額に基づき入力。)																
								賃借料																
例	新規	〇〇事業	△△	～のため、・・・を実施する。	R7.4.1～ R8.3.31	470,800	237,600	賃借料	15,000	円	×	12	か月	×	1		×	1	×	1	=	180,000		
								交通費	1,500	円	×	12	か月	×	2	人	×	1	×	1	=	36,000		
								事業管理経費	216,000	円	×	10	%							=	21,600			
			▲▲	～のため、・・・を実施する。	R7.4.1～ R8.3.31		233,200	講師謝金	10,000	円	×	2	時間	×	5	日	×	2	人	×	1	=	200,000	
								交通費	1,000	円	×	12	か月	×	1	人	×	1	×	1	=	12,000		
								事業管理経費	212,000	円		10	%							=	21,200			
①						0	0													=	0			
																					=	0		
								事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							0														=	0		
																				=	0			
								事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
②						0	0													=	0			
																					=	0		
								事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							0														=	0		
																				=	0			
								事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
③						0	0													=	0			
																					=	0		
								事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							0														=	0		
																				=	0			
								事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
④						0	0													=	0			
																					=	0		
								事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		
							0														=	0		
																				=	0			
								事業管理経費	0	円	×	10	%								=	0		

注) 1 「事業番号」、「事業名」、「連携先」、「所要額」は、別紙3－1の「3. 対象事業」と対応させてください。
2 行が足りない場合は、適宜、行を追加してください。

事業実績・収支決算(見込み)書

1 事業実績

(1) 一時保護

・世帯数（同伴者）

・のべ日数

(2) 相談

・件数 件

〔	内訳	メール	件
		電話	件
		来所	件
		訪問	件

・概要

(3) その他の活動実績

2 収支決算（見込み）

(1) 收入

(単位：円)

収 入		
項 目	決算（見込）額	備 考
県補助金		高知県配偶者暴力被害者等支援運営費補助金
会費・寄附金		
その他		
計		

(注) 項目の「その他」の「備考」欄は、収入の内容を記入してください。

(2) 支出

(単位：円)

[illegible]

第 6 号様式（第 11 条関係）

令和 年 月 日

高知県知事

様

所在地

団体名

代表者職氏名

高知県配偶者暴力被害者等支援補助金に係る消費税仕入控除
税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定を受けました令和 年度高知県配偶者暴力被害者等支援補助金について、高知県配偶者暴力被害者等支援補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第 12 条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）		円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	（A）	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	（B）	円
補助金返還相当額	（B）－（A）	円

（注） 国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添えてください。